

○防衛省告示第二百二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十七年十二月七日次のとおり決定された。

平成二十七年十二月九日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有	建物…約一、二〇〇平方メートル 工作物…雑工作物

陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 宜野湾市 国有 建物…約六、六〇〇平方メートル

工作物…雑工作物等

住宅等として追加提供する。

二〇七〇 車力通信所 つがる市 国有 建物…約一九〇平方メートル

隊舎として追加提供する。

使用期間…平成二十七年十二月七日から

平成二十八年三月一日までの間

航空自衛隊車力分屯基地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を
使用している期間中は、地位協定の関連
ある条項が適用される。